破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４５９号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目６番６号　新仲村アパート302号、住民票上の住所沖縄県那覇市字小禄1475番地
破産者　上杉　茂久
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１１８号
埼玉県春日部市栄町１丁目58番地　伊藤スカイハイツ201号、旧住所さいたま市見沼区大字南中丸183番地
破産者　矢部　定男
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４４８号
埼玉県蕨市北町５丁目６番18号
破産者　小林　宏樹
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４４９号
埼玉県川口市元郷６丁目10番３号　メゾンスクエア105号、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市朝日４丁目15番１―704号　コスモ川口ガーデンパークス
破産者　小林　　隆
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４５０号
埼玉県川口市元郷６丁目10番３号　メゾンスクエア105号、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市朝日４丁目15番１―704号　コスモ川口ガーデンパークス
破産者　小林八重子
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５１号
さいたま市西区三橋５丁目598番地１　配島ハイツ201号、破産開始決定時の住所さいたま市大宮区櫛引町１丁目435番地11
破産者　松本　秀暉
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５８号
埼玉県川口市戸塚４丁目15番12号　メゾンロータス102、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市東川口５丁目１番16―306号　ダイアパレス東川口Ⅰ
破産者　関　　友子
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
埼玉県幸手市東４丁目13番７号
破産者　熊倉　幸人
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６８６号
埼玉県川口市末広３丁目16番９号　コスモスリー107号、前住所埼玉県川口市末広３丁目14番８号　ウッドハイツ302号
破産者　小田　義男
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４０号
千葉県木更津市吾妻２丁目３番３号　コーポたちばな202、旧住所千葉県君津市杢師３丁目７番17号　103
破産者　早川　　猛
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１７０号
静岡県島田市横井２丁目20番46号
破産者　山田　修兵
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３４２号
名古屋市守山区天子田３―701　髙木正二方、開始決定時の住所愛知県小牧市大字文津225番地４
破産者　磨田　玉子
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５１２号
名古屋市中村区日ノ宮町４丁目71番地　日ノ宮荘２号室
破産者　佃　　孝行
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５０号
愛知県小牧市田県町138番地　コーポ和102号
破産者　前田　弘幹
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５１号
愛知県小牧市田県町138番地　コーポ和102号
破産者　酒の前善こと　前田　善弘
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２３５号
名古屋市名東区一社４丁目197番地　サンシャインヴィレッジ305号
破産者　山﨑　利男
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４号
宮城県石巻市折浜字折浜22番地
破産者　亀山　信子
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係